

特定非営利活動法人日本身障運転者支援機構 正会員規約

2013年5月25日 施行

(目的)

第1条 当法人は、当法人の活動に賛同する幅広い市民との協調を目指し、多様な意見を法人運営に生かし、市民による自由なボランティア活動の振興することによって、公益に資する活動を行うための正会員制度について、正会員が当法人の運営及び諸事業に対し有する権利及び義務の詳細を明確にするために設ける規定です。

(会員の種別)

第2条 正会員の種別を以下の2種とします。  
① 個人向け正会員（レーシング会員、サポート会員）  
② 団体向け正会員（サポート会員）

(社員総会での議決権)

第3条 正会員はNPO法上の社員であり、当法人の社員総会での議決権を有しません。

(入会)

第4条 正会員への入会手続きを以下の通りといたします。  
① 当法人への正会員入会にあたっては、当法人の活動に賛同し、本規約を承認の上、別に定める入会申込書により理事長へ申し込むものといたします。  
② 当法人は、入会申込時に届け出た内容を確認し、届出事項に虚偽があった場合や、特に入会が不相当であると理事長が判断した場合以外は、原則として制限無く入会できるものとします。最終的な入会の可否については理事長によって承認されます。  
③ 不承認となった場合は理由を付した書面をもって通知します。  
④ 入会に際して、入会口数は一口のみとします。

(届出事項の変更)

第5条 正会員は、入会申込時に届け出た内容に変更があった場合、速やかに当法人へ届け出るものといたします。

(入会金)

第6条 正会員は、新規入会時に以下の入会金をお支払いいただきます。なお、会員資格が喪失した後に再度入会される場合も、入会金のお支払い義務が発生いたします。  
①個人正会員 5,250円  
②団体正会員 52,500円

(会費)

第7条 正会員は以下の年会費を入会日にかかわらず毎年3月1日から3月31日までの期間に以下の通りの翌年度分を前払いでお支払いいただきます。なお、入会初年度の年会費に付きましては、入会金と合算の上お支払いいただきます。  
①個人正会員 1,050円  
②団体正会員 10,500円

(会員資格および有効期間)

第8条 会員資格の有効期間は、入会手続き完了日にかかわらず、翌年の3月31日午後24時までといたします。

2、正会員の会員資格は、入会申込の際に記載した申し込み団体・個人に与えられ、第3者への譲渡は出来ません。

(会員資格の更新)

第9条 正会員の会員資格更新手続きについては、毎年3月1日から3月31日までの期間に、郵送、または電磁的方法により正会員に対して行われる更新手続きの案内に従って、指定の手続きを行い、会員資格の満了日までに次年度会費が支払われたことをもって完了します。

(退会)

第10条 正会員は、所定の退会届を本法人へ提出することで、任意に正会員を退会することが出来ます。ただし、この場合に支払済みの入会金、年会費の払い戻しは行われません。また、未払いの会費がある場合は、未払い分の支払いを免れないものといたします。

(会員資格の取り消し)

第11条 正会員が以下に該当する場合、当該会員への事前の説明なく、当法人の総会の承認によって正会員の資格が取り消されることがあります。この場合、支払済みの年会費、入会金の返金には対応できません。

- ① 本規約に違反した時。
- ② 入会申込書への虚偽の記載が発覚した場合。
- ③ 法令若しくは公序良俗に反した行為が行われた場合。
- ④ その他総会によって正会員として不適当であると議決された場合。

(個人正会員の特典)

第12条 個人正会員は以下の特典を任意に受けることが出来ます。

- ① 年次報告書・決算資料の郵送による報告。
- ② 当法人が主催するイベント、講習会への優先参加権。
- ③ 当法人の事業についての助言や提言を行う権利。

(団体正会員の特典)

第13条 団体正会員は以下の特典を任意に受けることが出来ます。

- ① 社員総会での議決権の行使。
- ② 年次報告書、決算資料の郵送による報告。
- ② 当法人が主催するイベント、講習会の優先参加権。
- ③ 当法人の事業についての助言や提言を行う権利。

(スポーツ安全保険への加入)

第14条 個人向け正会員中のレーシング会員は、当法人が契約者となるスポーツ安全保険に加入する義務があります。

(会費の用途と用途の限定)

第15条 支払われた入会金、年会費については、当法人の会計全体に充当されるものとし、特定の事業への充当を指示することは出来ません。

(個人情報の取り扱い)

第16条 入会時に登録された正会員の個人情報については、以下の通りといたします。

- ① ご登録頂いた個人情報に付きましては、インターネット回線と切り離れた専用PCにて、厳重に管理・保管させていただきます。

- ② ご登録頂いた個人情報、本会の主催する競技会・イベントへの参加申込時の情報として使用させていただきます。あわせて、開催会場への名簿提出の際に使用いたします。
- ③ 本会主催イベント・競技会で怪我などをされた場合、ご登録頂いた個人情報を医療機関・警察に提供することがあります。
- ④ ご登録頂いた個人情報は、会員向けの情報提供、イベント・競技会の告知・本会のお知らせの配布に使用させていただきます。
- ⑤ ご登録頂いた個人情報は、大規模災害発生時に本会が独自に行う安否確認・被災者支援の際に使用させていただきます。
- ⑥ 上記のほか、収集した個人情報を第三者に対して公開することはありません。

(レーシング会員の入会資格)

第17条 個人正会員のうち、レーシング会員への入会には、以下の制限事項が付加されます。

- ①身体障害者手帳をお持ちの方のみが入会可能。
- ②自動車免許証をお持ちの方のみが入会可能。(ご本人の障害が正確に反映された上で適正に免許更新が行われていること。または取得していること)
- ③F I A国際モータースポーツ競技規則付則L項、ドライバーの身体検査に関する規則第1条1, 5aに該当する以下の疾病がある方は参加資格がありません。
  - A、日常行動に影響がある癲癇、または治療中の癲癇。
- ④F I A国際モータースポーツ競技規則付則L項、ドライバーの身体検査に関する規則第1条1, 5bに該当する以下の疾病がある方は、医師の診断書の提出が必要です。
  - A、インシュリン治療を必要とする糖尿病
  - B、心筋梗塞、心筋の虚血、心臓弁膜症、その他心臓血管の異常状態。
  - C、精神疾患

\*身体障害者手帳受給者であっても、上記の症状・疾病を併発している方は、医師の診断書の提出が必要です。また、この事項に関して虚偽の申告があったことが発覚した場合は厳重な対応を行います。

\*この参加資格は本会が独自に規定した内容で、一般の免許取得の条件とは異なります。あくまでもモータースポーツを行うことを前提に、FIA規則を参考にした内容となっています。